

Kantの経験の第二類推及び第三類推

林 昌 道

Kant's Second and Third Analogy of Experience

Masamichi Hayashi

この小論はKantの経験の第二類推と第三類推の証明の検討を目的とするものである。斯かる検討を通じて、原因概念と之らの類推の関わり合いが明らかになり、また第二類推と第三類推の関係が明らかになると思われる。経験の第二類推と第三類推の証明の検討はKantの範疇の先験的演繹の理解に資するところ大であろう。私はP. F. Strawsonの解釈を手がかりとしてKantの論証の検討に入りたい。

(1)

Strawsonは言う。「類推において解かれるべき問題は次のように表わされ得るであろう。世界が客観的として捉えられるためには……知覚の秩序と、世界の客観的構成要素が独立に有する秩序並びに関係とを区別することが可能でなければならぬ。……客観的秩序は我々が知覚の内容に適用する概念、……知覚の必然的結合の概念において表わされなければならぬ。類推の問題は、如何にその秩序が表わされているか若しくは表わされなければならぬかを示すことである。しかしKantは実際には問題をこの形では提起していない。類推においては、問題は客観的時間関係を規定する必然的制約を確かめる問題として表わされている¹⁾。」そしてこの問題はKantにおいて二つの時間関係、即ち対象間の時間関係と知覚の系列の項の間の時間関係を区別する可能性の必然的制約を発見するという問題である²⁾。第一類推においてはKantは「客観的時間規定の一般的制約」に関わっていた。第二及び第三類推においてはKantは「客観的時間関係の規定の可能性の一般的制約の問題」から転じて「客観的継起の経験的認識並びに客観的同時存在の経験的認識の特殊な制約」の問題に向かっている³⁾。第二及び第三類推の中心的な考え方は以下の如くである。客観的なものの知覚と解されるあらゆる継時的知覚について、その知覚の順序が可逆的であるか不可逆的であるかという問題が生ずる。客観的変化の知覚の順序は不可逆的である。客観的に同時に存在する事物の知覚の順序は可逆

的である⁴⁾。Kantはこの区別を利用して、因果性の或る原理が知覚により経験的に認識され得る如何なる客観的事象に対しても妥当することを証明しようとする。Kantは知覚の対象による知覚の惹起が、客観的変化や客観的同時存在の概念と、知覚の規定された若しくは規定されていない順序の概念とを結合する役目を果たすとは考えない。寧ろ知覚の規定された若しくは規定されていない順序の概念が、客観的変化や客観的同時存在の概念と、知覚の対象の間の因果関係に関する或る一般的原理とを結合する役目を果たす、とKantは考える。結合の役目を果たす概念の役割は、客観的世界への之らの原理の適用を前提しなければ我々はそれらの客観的時間関係の経験的認識を要求し得ぬだろうということの証明を与えることにある。この考えは次のようなものである。我々が知覚の必然的順序とそれの順序のどうでもよいこと (order-indifference) との概念を密かに用いなければ我々は客観的変化や客観的同時存在の概念を経験的に適用し得ず、したがってそれらの概念を真に把握し得ないであろうが、今度は、知覚の必然的順序とそれの順序のどうでもよいこととの概念は、之らの概念が密かに適用されている知覚の対象に対して因果的原理が適用されなければ、何ら適用され得ないであろう、というものである⁵⁾。

経験の第二類推は次の如く定式化されている。「産出の原則 生起する (存在し始める) 凡てのものは、自らが規則に従ってそれに続いて生ずるといふ何か或るものを前提する」(第一版)。「因果性の法則に従った継起の原則 凡ての変化は原因と結果の連結の法則に従って生起する」(第二版)。

Strawsonによれば、Kantは第二類推の項において、客観的事態の知覚の順序は必然的であると言っている。しかしここからKantの論証は non sequitur となっている。客観的継起がAからBへの変化の場合、Aの知覚にBの知覚が継起することは必然的であると認められる。「知覚の継起を客観的変化の知覚として看做すことは密かに知覚の順序をこの意味において

必然的として看做すことである。……知覚のこの順序を必然的として看做すことは、AからBへの移行または変化をそれ自身必然的として、つまり因果的規定の規則または法則の下にあるものとして看做すことである⁶⁾。」Kantは必然的ということばの意味を一方から他方に変えている。AからBへの変化が観察されるとしたら、観察者の知覚がAの知覚からBの知覚へという順序を有することは概念的に必然的である。しかし論証の結論においてよび出されている必然性は概念的必然性ではなくして変化の因果的必然性である。

Cleveは、StrawsonがKantの第二類推の論証のうち二つの遷移、即ち必然性の概念の適用における遷移と必然性の意味の遷移を見出していることに注目している⁷⁾。Cleveによると、StrawsonがKantの第二類推の論証のうち必然性の概念の適用における遷移——Kantは知覚の継起 $\alpha - \beta$ が必然的であるという事実から状態の継起 $A - B$ が同様に必然的であるという主張へ移っている、とされる——を見出したという点においてStrawsonは正しい。しかしKantの論証のうち必然性の意味の遷移を見出したという点においてはStrawsonは誤っている、というのである。Strawsonが難ぜられるのは次の理由からである。Cleveによると、StrawsonはKantの論証が(1)「若し知覚 α と知覚 β の継起がAからBへの客観的変化の(即ち事象の)知覚であるなら、我々の知覚の順序は必然的順序である」という前提と、(2)「若し我々の知覚の順序が必然的順序であるなら、AからBへという継起の順序も必然的である、即ち原因により生ぜしめられている」という前提から、(3)「若し我々の知覚の継起がAからBへの客観的変化の知覚であるなら、AからBへという継起の順序は必然的である、即ち原因により生ぜしめられている」という結論を引き出すものである、と解している。Cleveによると、Strawsonは前提(1)の必然性を概念的必然性として看做し、前提(2)の必然性を因果的必然性として看做すが故に、結論(3)は帰結しないと主張するが、前提(1)の必然性は、Cleveによると、概念的必然性ではない。論理的に必然的であるのは次の条件文である。即ち若しAがBに先行し、知覚の同型性という条件が存在するなら、 α は β に先行するであろう、というものである。Cleveによると、Strawsonは条件文の必然性を条件文の帰結の必然性と誤って看做したのである。条件文とその前件は、その帰結が必然的でなくても必然的であり得る。そのような場合帰結は真であろう。しかし前件が必然的に真でなければ帰結は必然的に真であること

にはならないであろう。AがBに先行することは論理的に必然的ではないから、 α が β に先行することも論理的に必然的ではない。 α が β に必然的に先行するときのその必然性は、より適切には因果的必然性とよばれ得るであろう。というのはAがBに先行することは、知覚の同型性という条件の存する場合、 α が β に先行することに対する因果的に十分な条件になるからである。

さてCleveのStrawson理解には問題はないであろうか。私はStrawsonが自らの解釈を要約しているのを参照したい。Strawsonは次のように言う。「知覚の如何なる継起も、それらの知覚の順序が必然的である場合にのみ、客観的変化の知覚である。しかし知覚の順序は、変化が必然的である場合にのみ、つまり因果的に規定されている場合にのみ、必然的であり得る。我々にとって可能的経験の対象であるところの、つまり可能的知覚の対象であるところの如何なる客観的変化も因果的に規定されている。斯くして普遍的因果性の法則はあらゆる可能的経験に対して妥当する⁸⁾。」この要約に従うと、Kantは知覚の順序の必然性の意識が客観的変化の認識根拠であると考えている、という。ところでこの知覚の順序の必然性は概念的必然性ではないのだが、この必然性が、Strawsonの先に紹介した解釈に従えば客観的継起の知覚の順序が必然的とされるときのその必然性——概念的必然性——と同一視されている、というのである。Strawsonは、Kantが知覚の順序の必然性の意識の实在根拠として客観的変化の因果的必然性を挙げている、とみる。Strawsonの如く解した場合、知覚の規定された順序の概念は、Strawsonがこの概念に与えられているとみた役目を果しているであろう。Strawsonの解釈を上如く捉えたと、CleveのStrawson理解は不十分であるということができよう。我々はCleveのStrawson批判を意に介する必要はない。さてStrawsonはKantの論証をnon sequiturとして非難していたが、我々はStrawsonに従わねばならぬのだろうか。

私はBeckのStrawson批判を扱うことにする。Beckは第二類推の論証を次のように解する⁹⁾。「Aの表象にBの表象が不可逆的に継起すること」(Beckは[Ar Br]-irreversiblyとして表わす)の認識は「AにBが継起すること」([AB])が起こるといふ認識の十分条件ではないし、[AB]-irreversiblyが起こるといふ認識の十分条件ではなおいっそうのことないのである。さて[AB]が起こるといふことを認識するためには、若し[Ar Br]-irreversiblyの認識が与えら

れているなら、私は A と B が或る実体の相対立する状態であること、並びに [A B]-irreversibly を知らねばならぬ。斯くして [A B] が起こるということを知るためには、私は A が B の因果的制約である、或いはその制約を含むということを知らねばならぬ。Beck は第二類推の論証を以上のように解するが、Beck によれば、Strawson は、Kant の第二類推の論証を、[Ar Br]-irreversibly から [A B]-irreversibly を推論するものとして捉え、この推論を non sequitur として難じたとされる。Beck の指摘する如く、Strawson は Kant の第二類推の論証を [Ar Br]-irreversibly から [A B]-irreversibly への推論として捉えていると思われる。Beck はそのような推論を Kant の論証のうちに見出すことには批判的であるが、Kant の論証のうちそのような推論を見出す Strawson の解釈は妥当なものであろうか。

私は第二類推の論証を次の如く捉える。Kant によれば、知覚の順序が可逆的である場合と不可逆的である場合とを我々は区別することができる¹⁰⁾。そして知覚の順序が不可逆的である場合を Kant は取りあげている¹¹⁾。あらゆる覚知に共通であるところの継起のうちに先行状態（表象は之に規則に従って継起する）への連関があることを我々が知覚するや否や我々は何かを事象として表象する（A 198 = B 243）。客観的事象の認識には何かはその客観的事象に先行していることが含まれている（A 198 = B 243）。というのは「この状態を自らのうちに含まぬ現象が先行しなければ、何かが生起すること若しくは以前にはなかった或る状態が生ずることは経験的に知覚され得ない」（A 191 = B 236-7）からである。そもそも何かが事象であることを知り得るためにはその事象の存在しない先行時間があったということを我々は知らねばならぬが故に、そして先行の時間は、それが満たされなければ知覚され得ぬが故に¹²⁾、「空虚な時間に継起する現実、或いは事物の如何なる状態もそれに先行していない生起は、空虚な時間そのものが覚知され得ぬのと同じく覚知され得ないのである」（A 191 = B 237）。先行者との関係においてのみ客観的事象は時間関係を得るのである（A 198 = B 243）。しかして客観的事象がこの時間関係におけるその規定された時間位置を得ることができるのは、先行状態のうちに何か——それに客観的事象が規則に従って継起する——が前提されるということによってのみである（A 198 = B 243）。先行状態のうちに前提されるこの「何か」は客観的事象の継起の規則に対する制約であり（Vgl. A 193 = B 238-9）、この

制約が客観的事象を規定するのである（A 194 = B 239）。制約と、被制約者としての客観的事象との関係は原因と結果の関係であり（Vgl. B 234）、斯くして現象の継起を因果性の法則の支配下に置くことによってのみ経験は可能である（B 234）。

私は上に示した如く、Kant が知覚の順序の不可逆性の意識から客観的事象の認識へと進み、客観的事象の認識のうちに含まれていることがらを探究した、と解する。私は Kant が知覚の順序の不可逆性から変化の因果的必然性に到っているという Strawson の解釈 — Cleve も前述の如く Strawson の解釈のうちに上の如き命題を見出している — には従うことができない。私は Beck の解釈については次のように考える。Beck は [Ar Br]-irreversibly の認識が Kant において [A B] が起こるという認識の十分条件とはされていないというが、私は [Ar Br]-irreversibly が上の認識の十分条件とされていたと解する¹³⁾。したがって [A B] の認識に [A B]-irreversibly の認識が要求されることはないと解する。Kant は [A B] の認識を有しているのだから、[A B] の認識から [A B]-irreversibly の認識に到達すればよいのであり、Kant はまさにこの途を辿っていると思われる。

Vaihinger によると、Kant は、一方において因果律として「あらゆる変化は原因を有する」という命題を挙げ、他方において原因の概念のうちに「原因・結果の結合が規則的な強制を以て生じる」ことが言明されていると考えた、とされる¹⁴⁾。私のみるところによれば、Kant は第二類推の定式化に際し「あらゆる変化は原因を有する」という命題を根底に置いている。Kant は第二類推の証明に際して「原因・結果の結合が規則的な強制を以て生じる」ということに注目している。Kant は A 196 = B 241 において原因の概念が与える規則として「生起する凡ては原因を有する」という命題を挙げている。之からすると原因の概念が Kant において因果律よりも重要な役割を演じているといえよう。私はここで Paulsen の見解¹⁵⁾ に言及したい。Paulsen は Kant の行なった「主観的な表象経過」と「現象の客観的な経過」の区別を正しいとする。だが Paulsen は次のような批評を加える。「現象の客観的継起が意識における知覚の継起から導出され得るのではないか」という問題は……なお決せられていない。力学の法則は現象の客観的継起を表現している。だが意識における知覚の継起がその前提である。……悟性は力学の法則を見出し定式化するものである。だが……時間における与えられたまたは観察された継起を根拠

にしてである。……我々が知覚において与えられた変化の継起を辿ったとき、同じ状況の下では同一の現象が常に同じ現象に継起したという観察を根拠にして悟性は一般的定式を形成した。即ち同一の現象は規則的に結果として同一の現象を有する。斯かる定式の真理は力学及び重力の法則の真理に基づいているのと同じ基礎に基づく。即ち空間・時間における現象の与えられた関連の定式化にそれらが役立つということに基づく。」現象の把握に対する因果律の事実的適合性の観点がここにみられる。

Paulsenの見解は如何に評価されるべきであろうか。私はPaulsenが「同一の現象は規則的に結果として同一の現象を有する」という命題を挙げていることに注目したい。Paulsenは之をKantの因果律と看做していると思われる。そしてこの命題の真理は力学及び重力の法則の真理に基づいているのと同じ基礎に基づくと主張する。しかしPaulsenの挙げたこの命題がKantの因果律——あらゆる変化は原因を有するという命題——と同一であろうか。Kantの因果律は、Vaihingerの如く¹⁶⁾、厳密に普遍妥当的であり、他であり得ることを絶対に排除している。Kantの因果律に関しては、Vaihingerの如く¹⁷⁾、例外は原因なしに変化が生ずることのうちにある。ところでPaulsenの定式化した命題では、例外は同一の現象が生じているのに対応する現象が起こらないということのうちにあるだろう¹⁸⁾。前者においては原因が欠けており、後者においては結果が欠けている。したがってPaulsenの、Kantの因果律に対する把握の仕方に問題があるということになろう。

Kantの因果律はPaulsenの批判を恐れる必要はない。KantはA 195-6 = B 240-1において原因概念が経験的である場合を想定し、その場合原因概念の与える規則としての因果律が偶然的となるだろうという。Kantはもともと原因概念を空間・時間の如き他の先天的純粋表象と同じように扱い「我々が経験のうちにそれらを置き入れそしてしたがってそれらを通じて経験を初めて成立させたが故にのみ、我々はそれらを経験から明瞭な概念として取り出し得る¹⁹⁾」という見解を原因概念に及ぼす。この原因概念の与える規則はKantにおいては偶然的ではあり得ない。之がKantの見解である。Paulsenは「同一の現象は規則的に結果として同じ現象を有する」という命題から出発し、之から原因概念に到達している。Paulsenの上の命題が経験的に確立され得ることはPaulsenのいうとおりであろうが、だからといってKantの因果律も経験的

に確立され得るということにはならない。Paulsenのしているような原因概念への到達の仕方をKantが拒否していることに我々は注目すべきである(Vgl. A 196 = B 241)。

Paulsenの因果律とKantの因果律は定式を異にしていると思われる。Paulsenの因果律についての見解は彼の因果律には当てはまるであろうが、Kantの因果律に当てはまるであろうか、之は疑問である。因果律についてのPaulsenの見解をここで更に論ずる必要はないであろうが、Paulsenの次の見解、即ち現象の客観的継起が意識における知覚の継起から導出され得るのではないかという問題はなお決せられていないという見解は詳細に検討されるべきである。第二類推の論証の出発点は意識における知覚の継起であると私は解する。その知覚の継起は規則に従った²⁰⁾知覚の継起であった。だがKantは規則に従った知覚の継起を諸々の知覚の継起の中から如何にして取り出すのであろうか。Kantは之までに観察された事例をもとにせざるを得ないであろう。そのようにして得られた、規則に従った知覚の継起の意識が現象の継起の認識根拠となるとしたら、現象の継起の認識は偶然的なものとならざるを得ないと思われる。現象の継起の認識が偶然的であるとしても、Kantは経験の可能性を引き合いに出すことにより、因果律の普遍性を証明することができたのではなかろうか。Paulsenの批評の考察を通じて私はKantにおける経験の可能性の概念に対して注意を促されたのである。経験の可能性を引き合いに出すことにより第二類推の証明は成功することができたと私は考える²¹⁾。

(2)

経験の第三類推は次の如く定式化されている。「相互性の原則　あらゆる実体は、それらが同時に存在する限り、汎通的相互性(即ち相互間の交互作用)のうちにある」(第一版)。「交互作用または相互性の法則に従う同時存在の原則　あらゆる実体は、それらが空間のうちにおいて同時的なものとして知覚され得る限り、汎通的交互作用のうちにある」(第二版)。

第三類推の証明は、Smithによると²²⁾、四か所で行なわれている。第一の証明　第一版の第一の段落から第三の段落まで(A 211-3 = B 258-60)。第二の証明　第一版の第四の段落(A 213-4 = B 260-1)。第三の証明　第一版の第五の段落(A 214-5 = B 261-2)。第四の証明　第二版で附加された部分(B 256-8)。このSmithの見方に従うことにする。

第一の証明をみることにしたい。第一の証明の最初の段落において、Kantは「事物は同一の時間に存在する限り同時に存在する」と述べ、同時存在の定義をしている。Kantは「事物が同一の時間に存在するということをひとは何によって認識するか」と問い、それに対して「この多様の覚知の総合における順序がどうしてもよい場合、つまりAからB、C、Dを経てEに行くことができるし、また逆にEからAに行くこともできる場合に」ひとは事物が同一の時間に存在すると認識する、と答えている。Kantによれば、事物が時間において継時的である（Aから始まりEで終る順序のうちにある）なら、覚知における覚知をEから始めてAへ遡って進むことは不可能である（A211 = B258. Willeに従い wären と訂正）。Kantは客観的継起を与えられたものと看做し、それから知覚の順序の不可逆性へと推理しているのであろうか。否かである。Kantは知覚の順序の不可逆性を与えられたものと看做し、それから客観的継起へと推理していると解される。というのは客観的継起を直接捉えることは我々にはできないのであるから。Kantは客観的継起の場合に対応させて同時存在の場合を考察したと解される。Kantは同時存在を与えられたものと看做し、それから知覚の順序の可逆性へと推理しているのではなく、知覚の順序の可逆性を与えられたものと看做し、それから同時存在へと推理しているのである。というのは我々は同時存在を直接捉えることはできないから。

Kantは第一の証明の第二の段落で次のようにいう。現象としての実体の同時存在が可能的知覚の対象であるためには、各実体が完全に孤立することなく、一実体が他の実体に働きかけ、また他の実体から影響を及ぼされることが必要である。Kantは第二の段落において相互作用について触れている。現象としての実体の同時存在が可能的知覚の対象であるということは、変化という客観的事象が認識されるということと対応していよう。変化という客観的事象の認識のうちには何らかのものがその客観的事象に先行していることが含まれ、因果性の範疇がその客観的事象とそれの先行者とに適用されているのである。それに対応して現象としての実体の同時存在の認識のうちには、各実体が相互に働きかけているということが含まれ、各実体に相互性の範疇が適用されているというのである。相互性の範疇の図式は「一般的規則に従った、一方のものの規定と他のものの規定との同時存在」（A144 = B183-4）であり、斯かる図式が相互性の範疇の適用を媒介するのである。

第一の証明の第三の段落には次のようにいわれている。「単なる現存在（継起する知覚により現象に対し規定される現存在）の外に、AがそれによりBに対し時間におけるその位置を規定し、また逆にBがAに対し時間におけるその位置を規定するところの何かが存在しなければならぬ。というのはこの制約の下においてのみ上述の実体は同時に存在するものとして経験的に表象され得るからである。さて他者に対し時間におけるその位置を規定するところのものは、その、またはその規定の原因のみである。斯くして若し同時存在が何らかの可能的経験において認識されるべきであるなら、各実体は（実体はその規定に関してのみ結果たり得るから）自らのうちに他者における或る規定の原因性を含むが、同時に他者の原因性の結果を含まねばならぬ、即ち実体は力学的相互性（直接的または間接的）の下に立たねばならぬ」（A212 = B259）。

次に第四の証明をみることにしよう。Kantは同時存在の定義をしている。「事物は経験的直観において一方のものの知覚が他者の知覚に交互に継起し得る（之は第二原則のところを示された如く現象の継起のうちには起こり得ない）場合、同時に存在する。」Kantは之に続けていう。「さて同時存在は同一の時間における多様の存在である。しかし事物の知覚が交互に継起し得るということを事物が同一の時間に定立されているということから推測すべく、時間それ自体を知覚するということとはできない。」覚知における構想力の総合は交互に継起するものとして知覚を指示するが、客体が同時に存在することを示さないのであるから、「知覚の交互継起が客体のうちに根拠を有するというためには、そしてそのことにより同時存在を客観的なものとして表象するためには、同時に並存する事物の規定の交互継起の悟性概念が要求される。」一方のものが交互に他者における規定の根拠を含む場合の実体の関係は相互性若しくは交互作用の関係である。「斯くして空間における実体の同時存在は経験において実体の交互作用の前提の下においてのみ認識され得る。」

Kantは第四の証明において知覚の交互継起ということから出発している。さてKantによると、時間そのものは知覚され得ない。したがって諸事物が同一の時間に定立されているということをもとにして知覚の交互継起を説明しようという試みは退けられねばならない。Kantは知覚の交互継起が実体のうちに根拠を有するためには、並存する事物の規定の交互継起の悟

性概念が要求されると考える。斯くして空間における実体の同時存在は実体の交互作用の前提の下においてのみ認識され得るといのである。

第三類推の証明について考察することにしたい。Strawsonによれば²³⁾、第二類推の論証と第三類推のそれとの間には或る平行関係がある。第二類推の証明において知覚の必然的秩序が客観的変化の因果的規定と等しいとされているように、第三類推の証明において知覚の順序の可逆性は同時存在の対象の相互的な因果的影響と等しいとされている。交互性という概念が第二類推の論証の場合における必然性という概念に相当する役を演じている。知覚の可能的交互性が因果的影響の現実的交互性を反映しているとKantはいうが、交互性ということばの意味は異なっている。Strawsonは上のように解し、「規定する」及び「相互性」の概念についても意味の遷移を指摘している。Strawsonの解釈は妥当なものであろうか。

私は次のように考える。Kantは知覚の順序の可逆性から出発している²⁴⁾。Kantによれば、覚知における構想力の総合は交互に継起するものとして知覚を指示するが、客体が同時に存在することを示さないのであるから、「知覚の交互継起が客体のうちに根拠を有する」というためには、そしてそのことにより同時存在を客観的なものとして表象するためには、同時に並存する事物の規定の交互継起の悟性概念が要求される」(B257)。Kantは知覚の順序の可逆性を与えられたものと看做し、それから事物の同時存在へと推理しているのである。Kantは同時存在を客観的に表象するためには事物の規定の交互継起の悟性概念が要求されるといい、更に続けて一方のものが交互に他方のものにおける規定の根拠を含む場合の実体の関係は相互性若しくは交互作用の関係であるという。第二類推の論証によれば、変化という客観的事象の認識のうちには何らかのものがその客観的事象に先行していることが含まれ、因果性の範疇がその客観的事象とその先行者に適用されているが²⁵⁾、それに対応して、第三類推の論証によれば、現象としての実体の同時存在の認識のうちには、各実体が相互に働きかけていることが含まれ、各実体に相互性の範疇が適用されているのである。

Patonは相互原因性について次のように解する。Patonは、 $\alpha_1, \alpha_2 \dots$ をAの状態とし、 $\beta_1, \beta_2 \dots$ をBの状態とした場合、 α_1 が β_2 の部分的な原因であり、 β_2 が α_3 の部分的な原因であるという見方(第一の見方とする)を先ず挙げる。次に二つの同時的な状態 α_1 と β_1 が互いに部分的に原因として、部分的に

結果として関係しているという見方(第二の見方とする)を挙げる。Patonは第二の見方がKantのことばの最も自然な解釈の仕方であるという²⁶⁾。之は妥当な解釈であろう。ところでこの第二の見方がKantのことばの自然な解釈であるかもしれないが、この第二の見方は実際には不可能な見方ではなからうか。Schopenhauerがこの意味での相互性を不可能であると断じている²⁷⁾。之は尤もなことであろう。そうすると第一の見方により相互性を捉えて行く途が残ることになる。Patonは第一の見方でKantの相互性を捉えようと試みているが、次のような結論に到っている。「我々が氷をとかず火の場合にこの理説を受け入れるにしても、この理説のあてはまらぬ他の場合があるように思われる。私が地球を見、次に月を見るとき、私が一方のものの中に見る色、明るさ、形或いは大きさが、私が他方のものの中に見る色、明るさ、形或いは大きさの原因であるとは私は想定しない。或る実体の知覚された凡ての状態がもう一つの実体の凡ての同時的な状態を惹起している或いはそれらにより惹起せしめられていると看做すことは不可能である。主要原因に関してさえ、Kantの関わっている状態は、運動の状態、或いは動かす力の状態、物質が、したがって実体がそれにより空間を充たすといわれるであろうところの状態であるように思われる。若しそうならば理説はそれに与えられている以上に詳細な究明を必要とする²⁸⁾。」Patonは第三類推が特別の場合以外は成立しないと考える。私はPatonの見解が妥当なものと考える。斯く解されるとしたら、第三類推を純粹悟性の原則として挙げることには困難な点があることになろう。Kantは、第三類推が「運動のあらゆる伝達において作用と反作用は常に相等しい」という法則の根底に想定されているというが²⁹⁾、このことは第三類推が或る特定の場合にだけ成立する原則であることをKantが自ら認めていることを意味しよう。

第三類推は次の場合には成り立つといえよう。即ちAの規定 α_1 とBの規定 β_2 の間の時間が消尽的であり(この場合 α_1 と β_2 は同時に存在する)しかも α_1 が β_2 の原因であり; また β_2 と α_3 の間の時間が消尽的であり(この場合 β_2 と α_3 は同時に存在する)しかも β_2 が α_3 の原因である場合である。このとき事物の規定の交互継起と事物の規定の交互作用とが相照応していることになろう。しかしこういう場合は特別な場合であり、第三類推が含む困難を我々に意識せしめるのみである。

(3)

VaihingerはKantが因果律に注目するとともに、原因・結果の結合の規則性に注目していた、と解する。私は原因・結果の結合の規則性に注目する。この観点からKantの原因概念についての説明を捉えて行くべきであろう。Kantによれば、原因の概念は「あらゆる変化は原因をもたねばならぬ」という命題において「結果との結合の必然性及び規則の厳密な普遍性の概念を含む」のである(B5)。「この概念〔原因の概念〕はAなる何かがある場合、それから他のBが必然的にそして絶対普遍的な規則に従って帰結するということを徹頭徹尾要求する」(A91=B124. Vgl. A=90=B122)。Kantの原因概念の説明のうちには、原因・結果が実体或いはその規定であるのか、または原因・結果が実体の規定の変化という客観的事象とそれに先行する何らかのものに及ぼされるのかという点に関しては触れられていない。第二類推は実体の規定の変化という客観的事象を或る原因の結果とみることを内容とする。之に対して第三類推は実体或いはその規定が相互に原因・結果となることを内容とする。Patonは第二類推の証明におけるKantの見解と第三類推の証明におけるKantの見解が整合的に結合され得ぬとみる³⁰⁾。Patonは、因果的に規定されるということはXが原因でありYが結果であることを意味しない、と述べ、第三類推において因果的に規定されるということはXが原因でありYが結果であることを意味すると看做されている、という。Patonの指摘は正しい。原因・結果の概念が何に対して適用されるかという点で第二類推と第三類推は先ず区別されるのである。

注

- (1) P. F. Strawson: *The Bounds of Sense*, 1966. First published as a University Paperback, 1975, reprinted 1982, p. 123.
- (2) Strawson: *op. cit.*, p. 124.
- (3) *op. cit.*, p. 133.
- (4) *op. cit.*, pp. 133-4.
- (5) *op. cit.*, p. 137.
- (6) *op. cit.*, p. 138.
- (7) James Van Cleve: *Four Recent Interpretations of Kant's Second Analogy* (*Kant-Studien*, 1973, p. 82).
- (8) *op. cit.*, p. 138.

(9) Lewis White Beck: *Is there a Non Sequitur in Kant's Proof of the Causal Principle?* (*Kant-Studien*, 1976, p. 385 f.).

(10) Arthur Schopenhauerはその著、*Ueber die vierfache Wurzel des Satzes vom zureichenden Grundes*. ("Sämtliche Werke, hrsg. von Arthur Hübscher, Bd. I, 3. Aufl., 1972, S.86 f.)の中で知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が成り立たないといっている。私はKantが挙げた二つの例についてのSchopenhauerの解説を承服しかねる。Schopenhauerは家の上部と下部の知覚の場合に家の部分と眼の関係を問題としているが、船の動きの知覚の場合には船と眼の関係を問題としていない。Schopenhauerの考察は不十分なものである。

(Vgl. Wilh. Jos. Dotzer: *Ueber Schopenhauers Kritik der Kant'schen Analytik*, 1891, S. 44)。またSchopenhauerは、自分が玄関を出る、瓦が落ちるといふ二つの事象の順序が客観的にみられるが、この二つの事象の間に如何なる因果関係もないといふ (*op. cit.*, S. 88)。だがKantはこのような二つの事象の場合そこに偶然的な継起しかないと看做し、このような場合を除外して考察したと思われる。というのはKantは知覚の継起が規則に従う場合を第二類推の論証の出発点としているからである (Vgl. A198=B243)。Strawsonもこのことを指摘していると思われる (*op. cit.*, p. 134n.)。ところで知覚の順序の可逆性と不可逆性の区別が成り立つためには、Patonが指摘する如く、知覚が「持続的実体であるところの実在的対象の状態を我々に現わす」ということが前提されている (H. J. Paton: *Kant Metaphysic of Experience*, II, 1936, 4th impression, 1965, p. 300)。

知覚の成立に範疇が関与していることにならう。また知覚についてStrawsonが付している制限は承認され得る。Strawsonによると、Aの知覚、Bの知覚という場合、それらの知覚が等しく直接的であること (例えば一方の知覚だけが光の伝播を遅延せしめる何らかの機構を介するということのないこと) 及びそれらの知覚が同じ種類の知覚であること (例えばともに視知覚であること) が前提されている (*op. cit.*, p. 135)。

(11) 私は、規則に従って知覚が継起することからKantは論証を開始していると解するが、Patonは、規則に従った知覚の継起を客観的継起から導出する方向で第二及び第三類推を解釈していると思われる。

Patonはいう。「第二類推においてKantが主張するのは次のことである。若し知覚された客観的継起があるならば、我々の感官知覚の主観的継起は不可逆的でなければならぬ。そしてもし我々の感官知覚の主観的継起が不可逆的であるなら、知覚された客観的継起がなければならぬ、ということである。第三類推においてKantが主張するのは次のことである。若し知覚された対象が共在するならば、主観的継起は可逆的でなければならぬ。そして若し主観的継起が可逆的であるならば、知覚された対象は共在しなければならぬ、ということである」(op. cit., p. 305n.)。客観的継起からの主観的継起の「導出」(Ableiten, A 193=B 238)をPatonのように解するのにはBeckは批判的である(Vgl. Beck: op. cit., p. 386)。Beckによれば、表象の継起は導出されるのではなく与えられるのである。私はBeckに従う。

- (12) Cf. Paton: op. cit., p. 251.
- (13) 規則に従った表象の継起を意識する場合には私は対象を認識する、とKantは述べている(Vgl. A 198=B 243, A 195=B 240)。
- (14) Hans Vaihinger: Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft, Bd. I, 1881, 2. Aufl., 1922, Neudruck der 2. Aufl., 1970, S. 214.
- (15) Friedrich Paulsen: Immanuel Kant, 1898, 6. Aufl., 1920, S. 184 ff.
- (16) op. cit., S. 214.
- (17) op. cit., S. 214.
- (18) Vgl. Vaihinger: op. cit., S. 214.
- (19) A 196=B 241
- (20) Vgl. A 198=B 243
- (21) T. Greenwoodは次のようにいう。即ちAの知覚からBの知覚へという継起をAからBへの事象の継起として私が解するのは知覚の屢なる規則的継起を基礎にしているという考えは第二類推には出て来ないが、因果的規則性の経験的認識を我々が得るのは何かそのような基礎によるとKantが考えたのは確かである(Vgl. T. Greenwood: A Non Sequitur of Numbing Grossness, Kant-Studien, 1981, p. 29)。Greenwoodは上のように解し、知覚の屢なる規則的継起に注目しているが、この屢なる継起を越え行く観点を指摘している。Greenwoodはいう。即ちKantは経験的認識の獲得に関わったのではなく、経験的認識を獲得し得る制約に

関わったのである、というのである(op. cit., p. 30)。斯かる指摘は参考になった。

- (22) Norman Kemp Smith: A Commentary to Kant's "Critique of Pure Reason" 1918, 2nd ed., 1923, p. 381.
- (23) op. cit., p. 139.
- (24) Patonは之と異なる指摘をしている(op. cit., p. 299, 300)。しかし或る想定の下ではKantが知覚の順序の可逆性から出発したと解し得る、という(op. cit., p. 300)。
- (25) Cf. Paton: op. cit., p. 321. なおBeckが、状態Aを以て状態Bの原因と看做す、という仕方で客観的継起を捉える観点を採っているが、之には私は疑問を懐く(Cf. Beck: op. cit., p. 386)。
- (26) op. cit., p. 321.
- (27) Schopenhauerが相互性に関してPatonのいう第二の見方を以てKantの見方と看做し、そして相互性は不可能であると断定しているように思われる(Vgl. Sämtliche Werke, Bd. 2, S. 544)。
- (28) op. cit., pp. 323-4.
- (29) Vgl. Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaften (Kants Gesammelte Schriften <Akademie-Ausgabe> Bd. 4, S. 544)。
- (30) op. cit., p. 314.

(1985年1月16日受理)